

令和 8 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 基準点スマート管理調査検証業務

令和 8 年 8 月 単価適用

建設局 土木部 測量課 資料管理担当係

業務説明書

1. 概要

- ・ UHF帯RFIDタグの選定 ・ 電波到達性検証作業 ・ 物理耐久性及び現場設置環境の検証
 - ・ 公共基準点スマート管理RFIDタグ配置・検証マニュアル（案）の作成 ・ 後続業務に向けた調査検討及び報告書の作成
- 【冬期労務費補正 有(補正率3%)】

2. 場所 市内一円

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和9年3月23日までとする。

4. 図面 図面なし

5. 仕様書 札幌市公共測量仕様書（令和8年4月改訂版）及び札幌市公共測量作業要領（令和8年3月改訂版）による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名	基準点スマート管理調査検証業務
-----	-----	-----------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

特記仕様書

業務名：基準点スマート管理調査検証業務

1. 業務の目的

本業務は、地理空間活用推進基本法の理念を遵守し、地理空間情報の高度な活用を促進することで、市民生活の安全確保および行政運営のさらなる効率化に寄与することを目的とする。具体的には、本市が所管する公共基準点（歩道上に設置された測量標）の巡視点検業務の自動化を目指し、RFID技術を導入した現場耐久実証実験および最適なシステム構成の技術的検討を履行するものである。

本業務の主たる目的は、次に掲げる2点とする。

（１）本市特有の過酷な冬期環境（積雪・路面結氷・除雪荷重等）におけるUHF帯RFIDタグの物理的耐久性、およびUHF帯電波の透過・伝搬特性を実証的に検証し、小型UHFリーダーによる冬季間のありか特定と車載巡視点検の効率化を統合的に実現する技術的な評価を行うこと。

（２）上記実証の結果に基づき、将来の本格運用段階において不可欠となる最適なUHF帯RFIDタグの選定基準、ならびに車載パトロール用アンテナ・受信機の技術的要件を定義し、次年度以降の円滑なシステム導入に資する調達仕様の骨子を策定すること。

2. 積算基準及び策定単価

（１）積算基準

本業務の積算基準は、下記の札幌市財政局管財部契約管理課ホームページにて公開されているものを用いて積算している。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html

（２）策定単価

本業務に係る積算にあたり、使用した単価（見積策定単価）については、次のとおり閲覧できる。

公表場所	①札幌市建設局土木部入札・契約情報のホームページ https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ippan.html ②札幌市役所本庁舎 6 階 土木部測量課
公表方法	①ホーム ＞ 市政情報 ＞ 市の概要 ＞ 組織案内 ＞ 建設局 ＞ 建設局土木部入札・契約情報 ＞ 建設局土木部一般競争入札等情報に掲載するPDFファイル ②閲覧用ファイル

3. 資格及び業務経験

本業務は、公共基準点（測量標）の適正な維持管理に加え、氷雪環境下でのRFID実証実験及び将来のシステム導入を見据えた技術的検討を行うものである。このため、受注者は次に掲げる資格を有し、かつ当該業務に精通した技術者を管理技術者として専任で配置しなければならない。

（１）管理技術者

- 保有資格：測量法に規定される「測量士」の登録を受けていること。
- 実務経験：基準点測量、または通信機器を活用した実証実験業務に携わった経験を有すること。

4. 計画・準備（業務計画書の提出）

受注者は、本業務の目的及び主旨を十分に把握した上で、本仕様書に定める業務内容を精査し、次に掲げる事項を網羅した「業務計画書」を作成しなければならない。受注者は、契約締結後速やかに当該計画書を発注者に提出し、業務員の承認を得るものとする。なお、これを変更しようとするときも同様の手順を踏むものとする。

- （１）業務概要及び実施方針：実証実験の全体像、及び車載用アンテナ・受信機の選定検討に係る方針
- （２）業務工程計画：現地施工から冬期検証期間を含む詳細スケジュール
- （３）業務組織計画：配置技術者（測量士等）及び実施体制
- （４）打合せ計画：定期協議等の実施計画
- （５）成果品の内容及び部数：納品項目と部数の明示
- （６）使用する主な図書、基準及び調達機材：評価指標及び市場調査資料
- （７）連絡体制：日常的な連絡ルート及び緊急連絡・参集体制

5. 業務内容

本業務の内容について、項目を以下に示す。

なお、発注者は実証実験エリアの選定等に資するため、公共基準点の配点図（Googleマップで表示可能な形式のデータ）を受注者に貸与するものとする。

（１）UHF帯RFIDタグの選定

受注者は、現場実証に供するUHF帯RFIDタグを50箇所分（50個）選定・調達しなければならない。RFIDタグ選定にあたっては、RFID専門業者等の技術的知見を積極的に活用し、機器構成の詳細について発注者と十分な協議を重ねた上で決定するものとする。

採用するタグは、本市特有の過酷な冬期環境（積雪・路面結氷・凍上現象等）への十分な耐久性を備え、測量標コンクリート縁への確実な定着が可能な仕様とすること。これを用い、積雪下における位置特定および車載パトロールの効率化を統合的に検証する。

また、選定過程においてVHF帯等のアクティブ方式との比較（経済性・施工難易度・維持管理性等）を網羅した技術的な検討を行い、その評価結果を報告書に明記すること。なお、詳細な仕様および数量は業務員の指示に従うものとし、選定機材は次表に示す諸元を最低限満足しなければならない。

項目	性能・仕様要件	備考・指定条件
通信規格	ISO/IEC 18000-63 (EPCglobal Class 1 Gen 2 準拠)	UHF帯（920MHz帯）パッシブタグ
形状・構造	測量標コンクリート縁に密着配置可能な柔軟構造	微細な凹凸・曲面・傾斜に対応
環境耐性	動作保証温度：-30℃以下 高耐久・完全防水（IP68相当以上）	融雪剤（塩カル）耐性、耐車載荷重
メモリ容量	識別用IDおよび業務上必要なデータが保持可能な容量	札幌市総合道路管理システムに対応
読取性能	本仕様書 4(2) に定義する検証シナリオを満たすこと	冬期歩行巡視・車載パトロールに対応

（２）電波到達性検証作業

受注者は、選定・調達した実証実験用RFIDタグを、適切な方法で一時的に固定し、または模擬配置し、現場耐久実証実験（検証）において所期の通信性能が発揮されるかを確認しなければならない。なお、本検証ではUHF帯（920MHz帯）に対応したBluetooth接続の小型UHFリーダーとスマートフォンを組み合わせるものとする。使用する小型UHFリーダーは、以下の表に示す性能要件を満たすものを選定すること。なお、本検証で得られる電波到達特性等の基礎データは、車載用アンテナ及び受信機を選定要件を決定するための技術根拠として活用するものとする。

項目	性能・仕様要件	備考・指定条件
通信方式	Bluetooth接続	スマートフォンとの連携が可能であること
通信周波数	920MHz帯	国内電波法準拠

防塵防水性能	IP65以上	屋外冬期環境に対応
耐落下性能	1.5m以上	堅牢な設計であること

本検証は、「車載巡視点検の効率化（低速走行読取）」への実用性を評価することを目的とし、以下の10パターンの環境・移動速度・離隔距離別による読取計測実験を実施すること。なお、歩道の測量標の配置状況等により車載機との離隔距離（1m）を確保できない箇所については、業務員と協議の上、適切な離隔距離を設定するものとする。

【電波到達性・読取性能検証パターン（計10パターン）】

- (1) 屋内計測（基準値測定）
 - ① 屋内定点計測：離隔距離 1m（※基準データ取得のため「積雪なし」のみ実施）
- (2) 屋外計測：定点計測（ありか特定・距離別検証）
 - ② 屋外定点計測：離隔距離 1m
 - ③ 屋外定点計測：離隔距離 3m
 - ④ 屋外定点計測：離隔距離 5m
- (3) 歩行移動時計測（歩行巡視模擬）
 - ⑤ 歩行移動計測：離隔距離 1m（人が歩く速度にて移動読取）
 - ⑥ 歩行移動計測：離隔距離 3m（人が歩く速度にて移動読取）
- (4) 低速車載移動時計測（徐行巡回模擬）
 - ⑦ 車載移動計測：離隔距離 1m（移動速度：5km/h～10km/h）
 - ⑧ 車載移動計測：離隔距離 3m（移動速度：5km/h～10km/h）
- (5) 車載移動時計測（通常パトロール模擬）
 - ⑨ 車載移動計測：離隔距離 1m（移動速度：20km/h）
 - ⑩ 車載移動計測：離隔距離 3m（移動速度：20km/h）

【屋外計測における環境設定条件】

上記（2）～（5）の屋外計測（計9パターン）においては、積雪による電波減衰の影響を客観的に評価するため、以下の2つの環境条件（各条件での比較計測）を設定してデータを取得し、比較・分析結果を報告書に取りまとめること。

1. 積雪なし条件：タグ上面の雪を取り除いた状態（露出状態）での計測
2. 積雪あり条件：タグ上面に雪が被さった状態（被雪・積雪下）での計測

（３）物理耐久性および現場設置環境の検証

本業務では、上記（２）の電波到達性検証に加え、本市特有の過酷な現場環境においてRFIDタグが物理的にどの程度持続可能かを実証するため、以下の通り現場耐久実証実験を実施すること。

① 過酷環境下における性能・耐久性検証

本市特有の過酷な現場環境を網羅しつつ、経済性を考慮した検証を行うため、50点（箇所）程度の現場耐久実証実験エリアを選定し、次に示す各要素の比較・検証を実施すること。

- 積雪・凍上の影響：降雪量の異なる各区において、融雪後における接着強度の維持状況を比較し、凍上現象に伴う路面変形がタグの剥離に及ぼす影響を実証する。
- 車両交通・踏みつけの影響：交通量の多い主要交差点付近の歩道において、車両の乗り上げやタイヤの摩擦、歩行者の通行による荷重が内部チップに与える影響を検証する。
- 除雪による物理的衝撃：機械除雪の実施路線を対象とし、受注者が確保するライトバン等にて、除雪機具のスクレーパーやバケットとの接触・衝撃に伴う破損の有無を確認する。
- 生物学的要因（動物被害）：ゴミステーション付近等において、鳥獣による突つき行為がタグの剥がれや損傷を誘発しないかを確認する。

② 故障（NG）判定基準の策定

受注者は、現場耐久実証実験の結果に基づき、将来の運用管理における判断指針となる「故障判定基準」を策定し、以下の項目を明確に定義しなければならない。

- 電磁的故障（NG）：外観上の損傷は認められないが、内部ICチップの破損等により、リーダーによる通信・識別が不能となった状態。
- 物理的故障（NG）：外部からの接触や凍上等の要因により、接着樹脂を含めタグが路面から完全に剥離または亡失した状態。
- 正常サバイバル範囲（合格）：変色や微細な傷等の軽微な外観変化はあるものの、電波による固有点番の識別が正常に継続できている状態。

③ 耐久性の評価手法

本業務における耐久性評価は、工期を考慮し、「短期実証」と「長期理論値」を組み合わせた手法により実施するものとする。

- 短期実証（実測検証）：令和8年度冬期（厳冬期・除雪期）の過酷な環境下において、通信性能を維持し得るかを今回の直接的な合否基準とする。
- 長期的な理論耐久性の担保（調査検証）：各メーカーの仕様書等を精査し、長期使用に耐えうる合理的な根拠を調査し、報告書に取りまとめること。

（４）公共基準点スマート管理 RFIDタグ配置・検証マニュアル（案）の作成

受注者は、本実証実験を通じて得られた検証用配置のノウハウ、及び耐久性検証の結果に基づき、次年度以降の本運用において、「誰が作業しても剥がれない、かつ均質な品質」で配置検証作業を履行できるよう、以下の要件を満たす実証的なマニュアル（案）を作成し、提出しなければならない。なお、記載事項として以下を想定しているが、詳細は業務員と協議の上決定するものとする。

① 下処理（ケレン・脱脂洗浄）の標準化基準

- 測量標のコンクリート部分の状況に応じた具体的な施工基準（削る深さの目安、面積等）を明記すること。
- 脱脂洗浄における、適切な乾燥時間及び使用量の目安を作業手順として標準化すること。

② 固着・封止の技術基準

- 本市特有の寒冷地においても性能を維持すること。
- 物理的衝撃を受け流す設置方法とすること。

③ 設置レイアウト・離隔基準

- 電波受信感度と物理的保護の双方が最適となる「基準点本体からの離隔距離」を定義すること。

※ 本離隔距離の策定にあたっては、将来的な車載リーダーによる検知範囲を阻害しない配置レイアウトの考え方を定義すること。

- 歩行の妨げにならないための配置レイアウト基準を明記すること。

④ 施工記録および写真管理基準

- 一連の施工プロセスを客観的に証明するため、撮影アングルや黑板への記載事項等の管理規程を定めること。

（５）後続業務に向けた調査検討及び報告書の作成

受注者は、次年度早期に発注予定である「中規模実証実験」への円滑な移行を目的として、後続業務の仕様策定に資する比較検討報告書を提出しなければならない。

① 融雪期の耐久性追跡調査計画（案）の策定

- 雪解け直後の春先において実施すべき具体的な追跡調査手法の実施計画案を策定すること。

② 夏期環境における継続実証実験の計画整理

- 夏期特有の環境要因がタグに与える影響を想定し、次年度に実施すべき検証項目等の提案を行うこと。

③ スケールアップ試算

- 将来の全市展開を見据えた概算費用を算出すること。算出にあたっては、初期導入費に加え、全市（約4,000点）規模での運用を想定した年間維持管理費（ランニングコスト）及びタグの更新頻度を考慮し、網羅的に含めること。

④ 車載用アンテナ及び受信機の比較検討と調達方針の策定

車載用UHF帯アンテナ及び受信機に関する市場調査を実施し、RFID専門業者等の技術的知見を積極的に活用すること。発注者と十分な協議を重ねた上で決定する機器構成の選定および調達要件の具体化にあたっては、本業務で実施した『UHF帯の車載リーダー模擬実験』により得られた基礎データを最大の技術的根拠とすること。なお、車載用アンテナは高利得・超指向性の円偏波アンテナを、受信機は下記表の性能を有するものを想定するものとし、併せて次の事項を履行すること。

- 機器の比較： 実証実験環境に適した機種を複数選定し、比較検討すること。
- 価格精査： 費用対効果の観点から最適な調達構成案（概算費用を含む）を策定すること。
- 後続業務への接続： 具体的なスペックおよび概算予算書を、次年度の調達仕様書として活用可能な形式で提出すること。

項目	性能・仕様要件	備考・指定条件
送信出力	1W（30dBm）以上	必要に応じ可変可能なこと
通信周波数	920MHz帯（国内電波法準拠）	国内運用が可能なこと
インターフェース	LANポート（PoE対応）、DIO（入力/出力 各4点以上）	シリアル接続等の代替手段も可
環境性能	防塵防水性能：IP65以上、動作温度：-20℃以上	冬季屋外環境に耐えうること
動作機能	自律読取モード（トリガ・イベント等）および上位システムへのデータ送信機能	制御PC不要で自律稼働できること

（６）相互運用性及び標準化への配慮

本業務で取得・生成するデータは、将来的な他部局データ等との相互運用性を確保し、札幌市総合道路管理システムで使用可能なデータ形式とすること。また、特定のベンダー製品に依存しない、汎用性の高いデータ構造とすること。

6 打合せ

業務における打合せは、計 7 回とする。必要に応じて随時開催するものとし、受注者は進捗状況や検証データを可視化した資料を整備しなければならない。

初回（業務着手時）

- 全体工程の確認、採用予定タグの技術仕様の妥当性検討、及び実験候補点の抽出手法について協議を行う。

中間 1（実験エリア選定及び検証計画の確定時）

- 抽出結果の審査・確定、および「タグ設置施工計画書（案）」の技術的承認を行う。

中間 2（現地施工完了・冬期実験前確認時）

- 現地配置結果の報告、および実験ルートの最終確認を実施する。

中間 3（冬期環境実験・中間報告時）

- 検証データの速報値を共有し、抽出された課題への対策を協議する。

中間 4（故障基準及び施工マニュアルの方向性協議時）

- 「故障判定基準」の策定、および「RFIDタグ設置・施工マニュアル（案）」の技術的な詰めを行う。

中間 5（後続業務・次年度計画の比較検討時）

- 次年度計画の精査・見直しを行う。

最終（成果物納入時）

- 成果品について、最終的な内容確認および検査に向けた最終協議を実施する。

7 成果品

受注者は、業務完了時において、以下に示す成果品を一括して業務員へ提出しなければならない。

（１）業務実施報告書（現場耐久実証実験結果を含む）：２部

（２）後続業務に向けた調査検討及び比較検討報告書：２部

※ 上記電子データ(CD-R):2枚

8 知的財産権の帰属

1. 成果品に関する一切の知的財産権は、発注者に帰属するものとする。

2. 受注者は、著作権人格権を行使しないものとする。
3. 本市は得られたデータを無償で自由に使用できるものとする。

9（個人情報及び秘密の保持）

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

10 再委託の制限

受託者は、契約約款第5条第1項の規定に基づき、本業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託してはならない。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。
 - 3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
 - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
 - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受注者（受託者）は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称

(2) 下請契約（再委託）する理由

(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報

(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称：

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は ☐ 欄にチェック)

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する ☐ 欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
-----	-----	-----	--------

			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記 3 (2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記 3 (1)従事者名簿に徴したことを記載してください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称_____

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ _____ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者) _____

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名
受託期間
対象期間
安全管理対策の実施状況
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）からの変更（なし・あり）
2 その他特記事項等